

大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱（案）

大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱の一部を次のように改める。

（保留等）

第5条 保健福祉センター所長は、利用調整を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望施設等にかかる利用調整を行わないことができる。また、利用調整の実施後に次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、利用調整結果を取消することができる。

（1）利用調整申請書及びこれに付随する書類の内容に虚偽があった場合

（2）利用調整にかかる児童が疾病等により、保育施設等において集団保育を受けることが困難であると医師等が判断した場合

2 保護者が複数の児童について第2条に規定する利用調整申請を行った場合であって、その内容が同一の保育施設等の利用を希望するものであったものの、前条第1項の規定に基づき利用調整を行うと異なる保育施設等の利用が決定する場合等、同項の規定に基づき決定した保育施設等を利用しないことが申請内容から明らかに見込まれる場合、保健福祉センター所長は、同項の規定にかかわらず、当該保育施設等より希望順位の低い保育施設等への利用調整を行い、又は保育施設等の利用を保留とすることができる。

3 保育施設等に対して利用の要請を行った結果、児童福祉法その他法令の規定に基づき当該保育施設等において児童の受入が困難と判断される場合、保健福祉センター所長は、前条第1項の規定にかかわらず、当該保育施設等より希望順位の低い保育施設等への利用調整を行い、又は保育施設等の利用を保留とすることができる。また、利用調整の実施後の状態変化等により、児童福祉法その他法令の規定に基づき当該保育施設等において児童の受入が困難と判断される場合には、利用調整結果を取消することができる。

（保育士等の優先）

第7条の2 申込児童の保護者のいずれかが保育士（大阪府内に係る国家戦略特別区域限定保育士を含む。）であって、大阪市内に所在する保育施設等（利用開始希望日において法第27条第1項又は第29条第1項の確認を受ける見込みであるものを含む。）において直接雇用により勤務する（月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上勤務する又は勤務予定である場合に限る。）ために利用調整申請があった場合、第4条第1項の規定にかかわらず、当該児童について、前条の規定による利用調整に次いで優先的に利用調整を行う。

2 前項の規定は、申込児童の保護者のいずれかが保健師、看護師又は准看護師である場合について準用する。この場合において、前項の規定中「保育施設等」とあるのは、「保育施設等（家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を除く。）」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、申込児童の保護者のいずれかが幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭

である場合について準用する。この場合において、第1項の規定中「保育施設等」とあるのは、「保育施設等（家庭的保育事業、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型、小規模型事業所内保育事業B型を除く。）」と読み替えるものとする。

- 4 第1項から前項までの規定による利用調整について、対象児童が複数いる場合は、別表「保育利用調整基準」に基づき保育の必要性の高い児童から順に利用調整を行うものとする。

（申請時期）

第10条 翌年度4月1日からの保育施設等の利用にかかる利用調整を希望する保護者は、市長が指定する期日までに利用調整申請を行わなければならない。

- 2 年度途中において利用調整を希望する保護者は、利用開始希望月の前月5日までに利用調整申請を行わなければならない。ただし、緊急やむを得ないと保健福祉センター所長が認める場合については、この限りではない。

附則 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

- 2 令和7年3月31日までに利用を開始するための児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定による保育施設等（保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業（法第29条第1項の確認を受けたものに限る。）をいう。))の利用にかかる調整については、なお従前の例による。

別表 保育利用調整基準

保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業（当該事業所の従業員が利用する場合を除く）をいう。以下同じ。）の利用調整は、本表に基づき行うものとする。

なお、以降本表において、特に記載のある場合を除き、「保育施設」は保育所及び認定こども園、「保育事業」は家庭的保育事業等を指す。

利用調整にあたっては、「(1)基本点数表」により、世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定する。また、「(2)調整指数表」により、該当する内容に応じて加点・減点を行い、基本点数及び調整指数の合算点数の高い世帯から利用が可能となる。

同一点数で並んだ場合は、「(3)順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

(1)基本点数表

事 由 (保育の必要性)	基本 点数	父 母 (※1) が保育できない理由・状況
1. 就 労	100	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いており、それに見合う収入がある。※2
	90	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	80	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	70	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	60	月48時間以上働いており、それに見合う収入がある。（内職を含む）
2. 就労内定	90	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。
	80	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。
	70	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。
	60	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。
	50	月48時間以上の仕事に内定している。（内職を含む）
3. 出 産	40	母が出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び出産後8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する。
4. 疾病など	100	疾病などにより、6か月以上の期間入院または入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難な場合。
	70	疾病などにより、常に安静を要するなど、保育が著しく困難な場合。
	50	疾病などにより、保育に支障がある場合。
5. 障がい	100	身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	90	複数の障がい手帳の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	80	身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。
	60	身体障がい者手帳4～6級、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳B2の交付を受けていて、保育が困難な場合。
6. 介護・看護	90	臥床者・重症心身障がい児(者)の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難な場合。
	70	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合。
	50	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、前2項目に該当しない範囲で保育に支障がある場合。
7. 災 害	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。
8. 就 学	60	職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している。
	40	職業訓練校、専門学校、大学等に、上記に該当しない範囲で就学している。
	30	職業訓練校、専門学校、大学等に就学予定である。

9. ひとり親	100	ひとり親世帯等で、月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	100	ひとり親世帯等で、月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。
	90	ひとり親世帯等で、月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。又は月48時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	90	ひとり親世帯等で、職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している。
	80	ひとり親世帯等で、月48時間以上の仕事に内定している。
	70	ひとり親世帯等で、職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間未満の範囲で就学している。
	60	ひとり親世帯等で、求職活動を行うことにより保育ができない場合。
	60	ひとり親世帯等で、職業訓練校、専門学校、大学等に就学予定である。
10. 求職中 (利用期間は 原則90日間と する)	60	生計中心者が失業し、求職中である場合。(申込時点より過去3か月以内)※3
	50	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合。
	30	上記の世帯以外で、求職中である場合。
11. 市外在住	20	大阪市外に在住している場合。(転入予定者は除く。) ※4
12. 転所希望	※5	保育施設を利用している若しくは利用調整時点において保育施設に内定中であり、他の保育施設の利用を希望する場合。又は、保育事業を利用している若しくは利用調整時点において保育事業に内定中であり、他の保育事業の利用を希望する場合。(いずれも卒園児を除く。)
13. その他	※6	障がい児や支援を要する児童など、児童福祉の観点から保育の必要性が高いとセンター所長が認める場合。

(備考)

- 1 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 3 ひとり親世帯等については、当該ひとり親等の基本点数と100点との合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 4 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。
- 5 利用調整時点において育児休業中の場合、労働契約上の本来の就労時間等により判断する。
- 6 育児のための短時間勤務制度等を利用している場合であっても、労働契約上の本来の就労時間等により判断する。

(注釈)

- ※1 父母がいない場合は、その他の保護者とする。
- ※2 事由1、2及び9の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。
- なお、ここでいう「見合う収入」とは、就労証明書等に記載された就労日数・時間数及び給与単価から計算される金額と同等額の収入を指す。見合う収入に満たない場合は、最低賃金を用いて算出した就労日数等により基本点数を判断する。保育の必要性を証明する書類に不足がある場合は、各事由の最低点数をもって基本点数とする。
- 利用調整時点(利用開始希望日が4月1日の利用申込みにかかる利用調整においては、別途定める日時点)において就労の事実が確認できない場合は、就労内定扱いとする。
- ※3 自己都合による退職に伴う失業は含まない。
- ※4 市外在住の場合は、父母の保育できない理由・状況にかかわらず、「11. 市外在住」が適用される。
- ※5 やむを得ないと認められる場合を除き、事由1～11に基づき算出した利用申込児童の基本点数に0.5をかけた点数を適用する。
- ※6 当該児童・世帯の状況に応じ、別途判断する。
- 特に定めのある場合を除き、利用開始希望日を基準日とする。

(2) 調整指数表

	内 容	指数	該当する事由
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみ適用)	児童を65歳未満の別居(保護者住所地からおおむね1km圏内に居住)の祖父母等に預けることが可能である。(当該祖父母等が求職中である場合を含む)※1	-3	
	児童を20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母等・おじ・おば・きょうだい)に預けることが可能である。(当該親族が求職中である場合を含む)※1	-7	
	保育施設又は保育事業の卒園児。(利用申込みのあった年度の年度末に卒園予定の者に限る。ただし卒園後の受入施設としての連携施設(保育施設に限る)を優先利用することが内定している場合を除く)※2	6	
	育児休業取得時に保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申込みをする場合。※3	7	
	育児休業取得中に保育施設又は保育事業を卒園した後、保育施設又は保育事業を利用していなかった児童について、復職時に利用申込みをする場合。※4	4	
	利用申込時点で、申込事由を理由として、児童が保育施設・保育事業に該当しない保育サービス(親族委託、一時預かりを除く)を週3日以上、有償で利用している場合。※5※6※7	5	10. 求職中を除く
	利用申込時点で、前項目の期間が6ヶ月以上の場合。(前項目と重複しての加点は行わない)※5※6※8	7	
	利用申込み時点で、児童を同伴就労しており、職種により危険を伴う(児童が保育されている場所において、通常家庭で存在し得ない危険物を扱う)場合。※5	3	
世帯の状況	保護者が身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合。※9	5	5. 障がいを除く
	保護者が身体障がい者手帳3級以下、精神障がい者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B1以下の交付を受けている場合。※9	3	
	同居の家族内に身体障がい者手帳3级以上、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者がいて週3日以上介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合は除く)または同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて週3日以上介護している場合。※10	2	6. 介護・看護を除く
	別居の家族内に身体障がい者手帳3级以上、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者がいて週3日以上介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合は除く)または別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて週3日以上介護している場合。※10	1	
	世帯に看護・介護の必要な家族が複数人いる場合。	3	6. 介護・看護のみ
	通信制大学、通信教育の学生である。	-5	8. 就学 9. ひとり親で就学のみ
	ひとり親世帯等。	9	9. ひとり親を除く
就労状況	単身赴任。(国外)	8	
	単身赴任。(国内)	6	
	両親の勤務時間(通勤時間及び残業時間を含まない)により、利用可能な保育施設又は保育事業が夜間保育所又は夜間保育所と同等の時間帯において利用可能な保育事業に限定される場合。	4	
	就労内定のうち、就労開始時期が未定のもの。	-6	
	求職活動状況を証明する書類の提出がある場合。	2	9. ひとり親で求職中 10. 求職中のみ
きょうだいの状況	双子が同時に申込みをする場合。(三つ子以上の場合は、1人増えるごとに1点を加算する)	3	
	保育施設又は保育事業を利用中の児童以外の児童の育児休業取得時に当該保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申込みをする場合で、育児休業の対象になったきょうだいも同時に利用申込みをする場合。※3	8	
	育児休業取得中に保育施設又は保育事業を卒園した後、保育施設又は保育事業を利用していなかった児童について、復職時に利用申込みをする場合で、育児休業の対象になったきょうだいも同時に利用申込みをする場合。※4	4	
	利用調整時点において、きょうだいが利用中の保育施設又は保育事業の利用を希望する場合。(当該保育施設又は保育事業の利用調整においてのみ加算の対象とする。また、保育施設又は保育事業を利用中のきょうだいが利用開始希望日において卒園している場合には加点は行わない。なお、次2項と重複しての加点は行わない)※11	7	
	利用調整時点において、きょうだいのうち2人以上が保育施設又は保育事業を利用しており、その他のきょうだいが新規で利用申込みをする場合において、きょうだいが利用中の保育施設又は保育事業の利用を希望する場合。(当該保育施設又は保育事業の利用調整においてのみ加算の対象とする。保育施設又は保育事業を利用中のきょうだいが利用開始希望日において卒園している場合にはきょうだいの人数には含めない)※11	10	
	利用調整時点において、きょうだいのうち1人が保育施設又は保育事業を利用しており、その他のきょうだい2人以上が新規で同時に利用申込みする場合において、当該申込みをするもののうち出生順で2番目以降のものが、きょうだいが利用中の保育施設又は保育事業の利用を希望する場合。(当該保育施設又は保育事業の利用調整においてのみ加算の対象とする。保育施設又は保育事業を利用中のきょうだいが利用開始希望日において卒園している場合にはきょうだいの人数には含めない)※11	10	
	きょうだい3人以上が新規で同時に利用申込みする場合において、当該利用申込みするもののうち出生順で3番目以降のもの。※11	10	
	未就学のきょうだいを保護者等が保育している場合。(当該きょうだいが保育施設又は保育事業の利用が不可能な月齢である場合及び介護・看護の対象児童である場合を除く)	-4	
その他	正当な理由なく保育施設又は保育事業の利用内定を辞退するなど、公正な利用調整に支障を来すような行為を行った場合。(利用希望日が同一年度内の利用申込みに限る)	-5	
	児童の家庭状況等からセンター所長が特に必要と認める場合。	※12	

(注釈)

- ※1 20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母等・おじ・おば・きょうだい)又は保護者住所地からおおむね1km圏内に居住する祖父母等があり、保育ができない場合は、これらの者についても保育の必要性を証明する書類を提出すること。
提出がない場合は、原則として、これらの者に預けることが可能と判断する。
- ※2 卒園後、保育認定を受け利用申込を継続しているものの保育施設又は保育事業の利用が保留となっている場合は、当該年度以降も引き続き加点の対象とする。
- ※3 産前産後休暇取得中を含み、育児休業の開始日の前日が属する月の月末までに保育施設又は保育事業を退所した場合に加点の対象とする。
- ※4 育児休業中に卒園することが見込まれており、前記項目の適用期間終了後、自主的に卒園を待たずに退所したものを含む。
この場合において本来の卒園月の翌月までの利用調整では、加点の対象とはしない。
- ※5 利用申込みについて保留となった場合、当該利用申込みにかかる同一年度内の利用調整においては、「利用申込時点」を「利用調整時点」に読み替える。
- ※6 基本点数表において「1. 就労」「9. ひとり親(就労に関する項目に限る)」を適用する場合、「当該サービスの利用開始日」又は「就労開始日(復職日を含む。)」の1か月前の日の翌日」のいずれか遅い日を、申込事由を理由として利用を開始した日とみなす。
また、基本点数表で育児休業中の扱いとなる場合、適用対象外とする。
- ※7 企業主導型保育事業及び職場内託児所等(保育事業に該当しないもの又は保育事業に該当するものの従業員枠を含む)を含む。
- ※8 企業主導型保育事業及び職場内託児所等(保育事業に該当しないもの又は保育事業に該当するものの従業員枠を含む)を除く。
- ※9 同一の保護者が複数の手帳の交付を受けている場合でも、指数を重ねて適用しない。
- ※10 該当者が家族内に複数いる場合でも、指数を重ねて適用しない。
- ※11 当該保育施設又は保育事業を利用中のきょうだいについて、転所希望が出ている場合は、加点の対象外とする。きょうだいが保育事業の卒園児で卒園後の受入施設としての連携施設に内定しており、他の保育施設の利用申込みをしていない場合は加点の対象とする。
- ※12 センター所長が特に必要と認める場合には、別途調整指数を設けることができるものとする。
- 特に定めのある場合を除き、利用開始希望日を基準日とする。

(3)順位表

1	要件間の優先順位(①～⑫の順)①災害 ②就労(三親等以内の親族以外からの雇用) ③就労(三親等以内の親族からの雇用) ④就労内定 ⑤ひとり親・生活保護世帯の求職 ⑥疾病 ⑦障がい ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩出産 ⑪求職中 ⑫市外在住 ※ 三親等以内の親族には配偶者を含む
2	祖父母等又は20歳以上のおじ・おば・きょうだい(介護・看護の対象でないもの)と同居していないこと。
3	当該保育施設又は保育事業の希望順位が高いもの。
4	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯。
5	利用開始希望日の前々年度10月1日に出生しておらず、前年度4月1日以前より本市内に居住していた児童であって、利用開始希望日の前年度の年度途中(10月利用開始分まで)より利用申込を行っているものの保育施設又は保育事業の利用に関する内定を一度も受けていないもの。
6	経済的状況(合計所得金額(基準日が1月～8月の場合は前々年、9月～12月の場合は前年の合計所得金額)の低い世帯を優先する)

保育施設・事業利用調整結果通知書

区保健福祉センター所長

先に申込みのありました保育施設・事業の利用について、利用調整の結果、次の保育施設・事業の利用が内定しました。

つきましては、利用前に健康診断を受けていただく必要がありますので、必ず受診してください。

なお、健康診断の結果により保育施設・事業の利用ができなくなる場合もありますので、念のため申し添えます。

支給認定番号	
児童番号	
児童名	
利用施設・事業者名	

注 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保育施設・事業利用調整結果通知書兼保育所入所保留通知書

区保健福祉センター所長

先に申込みのありました保育施設・事業の利用について、利用調整の結果、次の理由により利用ができませんので、通知します。

なお、今年度中はこのまま利用調整の対象とし、後日欠員が生じた際は、その都度利用調整を行い、保育施設・事業が利用可能となりましたら、お知らせいたしますのでご了承ください。

また、申込理由の変更、転居等が生じましたら、本書記載の担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

支給認定番号	
児童名	
児童生年月日	
申請年月日	
希望入所年月日	
利用できない理由	

注 保育所を希望されていた方については本通知をもって保留通知とさせていただきます。

個別の基本点数等についての詳細はお問い合わせください。

この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。